

( 答 申 第 48 号 ) 【概要】

1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が平成26年6月26日付けで行った、「高齢者虐待ケース検討会会議記録」（以下「本件公文書」という。）に係る自己情報の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、練馬区個人情報保護条例（平成12年3月練馬区条例第79号。以下「条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例に基づく本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成26年6月26日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書および意見書において主張している異議申立ての要旨はつぎのとおりである。

(1) 開示請求の趣旨

介護保険事業所の職員が、異議申立人の母親に対する行動に関して高齢者相談センターに通報した。その際、異議申立人の個人情報等についても報告した。

これについて、高齢者相談センターの調査票および会議の内容について開示請求を行ったものである。

(2) 本件処分が違法（不当）であることについて

虐待対応のケースでは、検討会議を48時間以内に開催することが定められており、会議自体が存在しないはずはない。異議申立人について種々の調査を行ったうえで検討する会議で、母親に係る会議ではあるが、異議申立人に係る会議でもある。異議申立人について取り上げた内容を確認したい。

また、異議申立人は、本件処分と同時になされた自己情報の部分開示決定において開示された「地域包括支援センター相談票」に記載されているような行為はしていない。「地域包括支援センター相談票」の内容は、捏造の疑いもある。

さらに、実施機関は、異議申立人のケースを元に実施機関の利益を計った可能性がある。

#### 4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し、実施機関は非開示理由説明書および反論書において本件処分を行った理由についてつぎのように説明している。

##### (1) 条例上の非開示理由

ア 本件請求は、条例に基づく自己に関する管理個人情報（以下、「自己情報」という。）の開示を求めたものであり、本件請求を受けて実施機関は、異議申立人自身の高齢者虐待ケース検討会に係る情報を請求対象と判断し、公文書の検索を行なった。

イ 検索の結果、高齢者相談センターにおいて異議申立人自身の高齢者虐待ケース検討会を行った事実はなく、該当する公文書を現に管理していないため、不存在を理由として、条例第 25 条第 4 項を適用し、非開示の決定をしたものである。

##### (2) 本件異議申立てに対する実施機関の意見

ア 異議申立人は、会議自体が存在しないはずはない、母親に係る会議ではあるが異議申立人に係る会議でもあり、異議申立人について取り上げた内容を確認したい等と主張するが、本件請求は、条例に基づく自己情報の開示請求であり、開示請求権を定める条例第 19 条の規定に基づけば、制度の前提として第三者の個人情報を直接的な請求の対象とはしていないものである。

イ 異議申立人は当該主張において、母親に係る会議ではあるが異議申立人に係る会議でもある、と説明しているが、異議申立人を対象とした会議は実施していない。また、異議申立人以外に係る情報を請求しているのであれば、それは異議申立人の自己情報ではないため、本来その存否も含めて答えることのできない情報である。

ウ 実施機関には、様々な情報や相談が持ち込まれる。例えば、対象高齢者に関して、その家族や近隣の住民から相談を受けることもある。その際には、実施機関としていかに対応するか、大小を問わず様々な協議や会議が行われるが、それは、あくまでも、その対象高齢者に係る協議や会議であって、相談者である家族や近隣の住民を主体とした協議や会議ではない。

エ 仮に、異議申立人の言うように、異議申立人の母親に係る会議が開催されたとしても、それは、あくまでも異議申立人以外の第三者（母親）に係る会議であり、その記録は異議申立人以外の第三者の個人情報であるため、自己情報開示制度において異議申立人にとっての請求対象にはなり得ないのである。

オ したがって、異議申立人は「高齢者虐待ケース検討会で虐待の事実があると認定した会議の内容」を開示請求したが、そもそも自己情報開示制度の前提として第三者の個人情報を直接に請求することはできないのであるから、実施機関としては、本件請求の趣旨を異議申立人自身の会議に係る情報についての請求ととらえ、異議申立人自身の会議は行っていないことから、4(1)イに記載したとおり不存在による非開示決定としたものである。

カ また、異議申立人は、自己情報部分開示決定（受付番号 9-1）において開示された「地域包括支援センター相談票」に記載された行為をしていないと主張するが、異議申立人の実際の行為の真偽について主張する場ではない。

キ さらに、異議申立人の主張のうち、実施機関が送付した文書の内容や高齢者相談センター職員の対応等に係る部分については、本件処分の内容である公文書の非開示や非開示理由が不適正であるとする理由としては認められない。異議申立人が本件異議申立てにおいて問えるのは、対象公文書の開示・非開示という処分内容そのものが、条例に照らして適正であるかどうかであって、対象となった実施機関の対応等に対してではない。

## 5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

### (1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条は、何人も、実施機関に対し、自己情報の開示の請求をすることができる旨規定している。

ウ 条例第 25 条第 4 項は、実施機関は、開示等の請求に係る自己情報が存在しないときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない旨規定している。

エ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

### (2) 本件請求対象について

ア 異議申立人は、自己情報開示等請求書の請求の内容欄に「高齢者虐待ケース検

討会で虐待の事実があると認定した会議の内容」と記入し、自己情報開示請求を行っている。

イ 前提として、本件開示請求より前に実施機関が異議申立人あてに送付した文書には、 月 日に高齢者虐待ケース検討会が開催されたこと、また、その会議において異議申立人による母親への虐待の事実があることを認定したことが記載されている。

ウ 請求の内容欄の記載から、実施機関は「異議申立人自身の高齢者虐待ケース検討会に係る情報」を請求対象であると判断したところ、異議申立人は「(異議申立人の母親に係る高齢者虐待ケース検討会は)異議申立人について種々の調査を行ったうえで検討する会議で、母親に係る会議ではあるが、異議申立人に係る会議でもある。」と主張し、両者の意見が対立しているため、該当の高齢者虐待ケース検討会会議記録が異議申立人の自己情報にも該当するのか否かについて、以下に検討する。

エ 実施機関の説明によれば、高齢者虐待ケース検討会とは、行政の責任において虐待の有無と緊急性の判断、当面の対応方針を決定するために開催するものであり、 月 日に開催された会議は、虐待を受けた高齢者(異議申立人の母親)を支援・保護するために行われたものであるといえる。

オ 5(2)イで述べたとおり、実施機関が高齢者虐待ケース検討会を開催したことについては、異議申立人も了知しているところであり、また、その会議において異議申立人による母親への虐待の事実があることを認定していることから、該当の会議記録には、異議申立人が言うように、異議申立人の氏名や情報が出てくることは容易に想像できる。

カ 一般的に、高齢者相談センターが、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援するために作成・管理する情報には、対象高齢者に関して親族や近隣住民が相談した際の記録や、対象高齢者を支援するために行った協議や会議の記録などが存在する。

キ 対象高齢者に関して親族や近隣住民が相談した際の記録については、当然に対象高齢者の氏名や情報が記載されることになるが、その相談記録は、相談者である親族や近隣住民の秘匿されるべき個人情報であり、対象高齢者の氏名や情報が記載されていることをもって、対象高齢者の自己情報であるとは言えない。

ク 一方で、対象高齢者を支援するために行った協議や会議の記録は、あくまでも

対象高齢者の個人情報であり、その会議記録に親族や近隣住民の氏名や情報が記載されていることをもって、親族や近隣住民の自己情報にはなり得ないのである。

ケ この点、当該会議は異議申立人以外の第三者に係る会議であり、その会議記録は異議申立人以外の第三者の個人情報であって、自己情報開示制度において異議申立人にとっての請求対象とはなり得ないのであるから、異議申立人の請求対象としては、あくまでも「異議申立人自身の高齢者虐待ケース検討会に係る情報」であるとした実施機関の判断は首肯できるところである。「(異議申立人の母親に係る高齢者虐待ケース検討会は)異議申立人について種々の調査を行ったうえで検討する会議で、母親に係る会議ではあるが、異議申立人に係る会議でもある。」とする異議申立人の主張については、5(2)クの理由から採用することはできない。

コ よって、実施機関が、高齢者相談センターにおいて異議申立人自身の高齢者虐待ケース検討会を行った事実はなく、該当する公文書を現に管理していないため、条例第25条第4項を適用し、非開示とした処分は妥当である。

### (3) 結論

以上のとおり、異議申立人の主張には理由が認められず、当審査会としては、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、取り消す必要はないものと判断する。

### (4) その他の異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、異議申立書および意見書において、当時の介護保険事業所および対応した実施機関に不正があったということを様々に主張している。

イ しかしながら、当審査会はそれらの主張の内容を調査、確認する機関ではなく、また、本件処分の当否を左右するものでもないと判断する。

## 6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審査年月日	処 理 経 過
平成26年 8月26日	・異議申立書の受理
10月 3日	・練馬区長（実施機関）から諮問
	・本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・実施機関へ非開示理由説明書の提出要請
10月27日 （第8期第4回審査会）	・実施機関の本件異議申立てに対する説明
11月 7日	・非開示理由説明書を受理
11月17日 （第8期第5回審査会）	・非開示理由説明書の審査
11月17日	・異議申立人へ非開示理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・異議申立人へ口頭意見陳述の希望について照会
12月 5日	・異議申立人の意見書を受理 （口頭意見陳述の機会の設定を希望しない旨の申出書をあわせて受理）
12月15日	・実施機関へ意見書の送付と反論書の提出要請
平成27年 1月15日	・実施機関の反論書を受理
1月23日 （第8期第6回審査会）	・異議申立人の意見書および実施機関の反論書の審査
1月26日	・異議申立人へ反論書の送付
2月26日 （第8期第7回審査会）	・争点整理および答申内容の検討
3月25日 （第8期第8回審査会）	・答申文の作成
	・練馬区長（実施機関）への答申